

全国工作油剤工業組合 第28回全国技術研修会

講演 「国内外の法規制について（海外輸出品のSDSの作成課題等）」 講演要旨

纏め スギムラ化学工業(株) 可知

【講演者】 日本ケミカルデータベース株式会社 鈴木亨 部長

【講演内容】

GHSの概要

- ・ GHSとは ・ GHSの歴史 ・ 調和の基本方針 ・ GHS分類
- ・ 国連GHS文書に示された危険有害性分類基準 ・ GHS混合物の分類
- ・ 危険有害性情報伝達の対象者 ・ GHSの必要性 ・ GHS絵表示の意味
- ・ GHSの動き ・ GHSの問題点

GHSの国内導入

- ・ 国連GHS文書とGHSに関するJIS ・ GHSに関するJISの制定・改訂
- ・ 国連GHS文書とJISの対応 ・ 国連GHS文書の内容の変遷
- ・ JIS Z 7252 ・ JIS Z 7253 ・ JISで採用／不採用のGHSルール
- ・ 日本が採用するビルディングブロックアプローチ ・ 混合物成分の濃度限界

国内外のSDSの違い

- ・ 諸外国と日本のGHS分類結果 ・ 海外向けSDS ・ 各国のGHS
- ・ ASEAN各国のビルディングブロックアプローチ
- ・ ASEAN各国の混合物分類のための濃度限界値

【質疑応答】

- ・ GHSの主導機関は →国連欧州経済委員会
- ・ インドの状況は →インドはGHSを導入していない。GHS準拠SDSは受け入れる。
- ・ SDSについて →相手国の定める項目を付ける必要がある。定めのない項は省ける。
JISに合ったSDSを海外メーカーに求める。
- ・ 香港について →香港は中国とは別ルール。
- ・ 危険品輸送について →国によって危険品に区分される場合は従う必要がある。GHSとは異なる。
- ・ 海外メーカーのSDSについて →海外のSDSはそのままでは日本と異なる場合があるので、JIS対応のSDSを求める。
- ・ 欧州で定めた事項を日本でどのように受け入れているか →内容を確認はしているが、あまり連携はしていないと思われる。 以上